

茨城県総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、茨城県総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 知事は、会議を招集しようとするときは、会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(会議)

第3条 会議は、知事がその議長となる。

2 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認めるときは、教育委員会の同意の上、非公開とすることができる。

(議事録)

第4条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により非公開とした場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局を政策企画部政策調整課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。